

第82課 株式会社—株式会社の機関

株式会社の機関について学んでみよう。株式会社も法人であるから、民法上の社団法人に社員総会、理事あるいは監事などがあるのと同様に、会社として意思決定をしたり行為をしたりする自然人や自然人の会議体、すなわち「機関」が備わっていなければならない。

株式会社には、社員として多数の株主が存在することが前提となっており、これらの株主全員が直接会社の経営に関与することはそもそも不可能であるし、多くの株主にとっては経営そのものよりも、経営によって生じる配当などの利益の享受が主たる関心事である。そこで、商法は、株主自身は株主総会を開いてごく基本的な事項についてだけ会社の意思決定をし、これ以外の経営に関する判断や行為は「取締役」に任せるという仕組みを採用している。このことを「所有と経営の分離」などという。

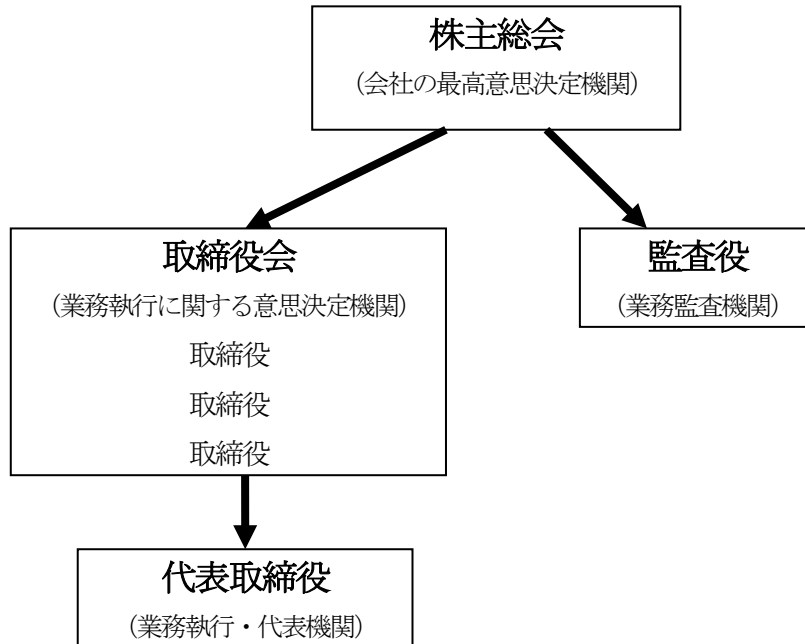
株主は、年に1回、あるいは必要なときに臨時に開催される「株主総会」（かぶぬしそうかい）という会議を構成し、原則として商法に定められた基本的事項についてのみ会社の意思決定を行う（商法第230条の11）。そして、この意思決定に基づいて、実際に会社の経営（もう少し法律的に言うと、これを「業務執行」という）に関する意思決定をするのが、株主総会が選任する3名以上の「取締役」（とりしまりやく）で構成される「取締役会」という合議体である。取締役会は、会社の業務執行に関する**意思決定**を行うとともに、取締役の中から「代表取締役」を選任する。そして、この代表取締役が**業務執行**を行い、かつ、対外的には会社を代表する。また、株式会社では、取締役の職務の執行を監査するため、株主総会が「監査役」（かんさやく）を選任し、この監査役が取締役による業務が適正に行われているかどうか監査をする仕組みになっている。

もう少し簡単にいうと、株主は、定期的に全員で集まって会議を開き、誰に会社の経営を任せるかを決め、会社の所有者としてどうしても決めておかなければいけない基本的な事項だけを決めておくのである。そして、株主総会で選ばれ、会社の経営を任された取締役らは、全員で「取締役会」という、会社を運営していくための委員会のようなものを作るわけである。しかし、そのような委員会自体が自然人と同じように行為をするわけにはいかないので、ここでは業務に関する意思決定だけを行い、あとは、取締役の中から互選で「代表取締役」という人を選び、この人が実際の業務を行うわけである。ただ、取締役らは非常に大きな権限を与られているので、自分たちで勝手なことをしてしまうと、株主らの意思に反し、あるいは、会社や株主に損害を与えてしまうことにもなりかねない。そこで、取締役らが、きちんと会社のために適正な意思決定や業務執行を行っているかどうかを監視するために、株主総会が「監査役」という監視機関を選任するのである。

1 重要語句

a 株式会社の機関

本文で述べたことを簡単に図示すると次のとおりである。



このほか、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（商法特例法）に規定されている「大会社」（資本の額が5億円以上、または負債総額が200億円以上の株式会社のこと）については、「監査役会」（複数の監査役で構成する合議体）と「会計監査人」を決めなければならない。

b 意思決定と業務執行

会社の業務に限らず、法律的に意味のある行動または行為は、常に意思の決定の部分とその実行の部分に分かれる。民法で学んだ「意思表示」の構造を思い出してほしい。そこでは、人間の頭の中で「効果意思」が決定され（例えば、「この本を買おう」という意思が生じる）、次いでその効果意思が外部に「表示」される（例えば「この本をください」という発言）という過程が存在するのである。会社の業務も同じような構造になっており、「この契約をしよう」という意思決定がなされ、それが業務執行という形で実行される（例えば、契約交渉をして、相手と合意をし、契約書に署名するなど）のである。そして、会社の業務に関しては、取締役会が前の部分、つまり意思を決定する部分を担当し、代表取締役が後の部分、つまり意思を執行する部分を担当しているわけである。ただ、会社の場合には、取締役会の上に株主総会があり、そこで基本的・一般的な会社の意思決定が行われているので、取締役会の意思決定はその基本的、一般的な意思決定の範囲内で行われると理解しておけばよい。